平成２１年（フ）第１０８５号
京都市伏見区久我東町201番地１　久我のもり市営住宅３棟105号
債務者　川野　信子
１　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０８６号
京都府木津川市兜台５丁目１番地３　コンフォールかぶと台30―203号
債務者　北本　仁志
１　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１１３号
京都市上京区中立売通油小路西入東橋詰町71番地　八木善21―405号
債務者　山村　博子
１　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１９５号
京都府八幡市男山八望２番地　C21―505
債務者　上村　博彦
１　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２０５号
京都府木津川市木津町八ケ坪10番地　ルミエール木津101号
債務者　二宮三津子
１　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３号
京都府舞鶴市大内野町69番地
債務者　寺田　　勉
１　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで　京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２１年（フ）第７２号
大阪府富田林市寺池台４丁目２番349―402号
債務者　山本　　茂
１　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７５号
堺市南区桃山台１丁５番４―101号
債務者　福地自工こと　福地　俊夫
１　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５５号
大阪府富田林市寺池台４丁目２番338―106号
債務者　サンミヤビコーポレーションこと　山本　数子（旧姓峠田）
１　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３４１号
堺市南区高倉台４丁３番４―204号
債務者　西迫　純子
１　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４１１号
堺市南区晴美台４丁１番12―1401号
債務者　保田　美子
１　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５６８号
堺市西区浜寺船尾町西２丁353番地２
債務者　土橋　一美
１　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５８０号
堺市北区金岡町1620番地白鷺東住宅２棟207号
債務者　飯田美由紀
１　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５９３号
堺市北区金岡町60番地、前住所大阪府和泉市上町730番地の８
債務者　山下　義孝
１　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６１９号
大阪府羽曳野市野々上１丁目４番12号
債務者　松内　利一
１　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６２０号
大阪府羽曳野市野々上１丁目４番12号
債務者　松内　富代
１　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６３６号
堺市中区福田1430番地　ソファレ北野田Ａ―202号
債務者　籔中　勇一
１　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係